

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 14日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県宇部市東梶返1-10-8

氏 名 株式会社 山十

代表取締役 山本泰彌

電話番号 0836-43-9344

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 山十
事業場の所在地	山口県宇部市東梶返1-10-8
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	¥592,768,014.-
③従業員数	19名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 廃プラ、紙くず→再生処理業者に委託、再資源化。 木くず→再生処理業者に委託、再生燃料として再資源化。 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず →再生、中間、最終処分業者に委託し、処理処分。 がれき類(コンクリート塊)→分別を行い、再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化。 石綿含有産業廃棄物→安定型処分業者に委託、適正に処理処分。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
○総括責任者（代表取締役） 車両管理 現場管理（各現場への指示及び配車等） 処理委託契約の締結			
○現場責任者（職長） 産業廃棄物管理交付 監督官庁への各種報告 現場作業員への周知・指導			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】 別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 完全なる分別回収の徹底。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物の混入を防ぐ。 確実に分別、保管を徹底している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き従来の取り組みを継続する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用が可能である廃棄物は再生利用できる業者へ委託する。 処理業者と適正な委託契約を締結する。		

②計画	【目標】別紙2-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	株式会社 山十	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	総合工事業
------------	---------	----------	-----	-------	-------

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業	燃え殻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	130	125	-	-	-	-	-	-	-	-	130	125	0	0	0	0	-	-	-	-
	紙くず	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	0	0	0	0	-	-	-	-
	木くず	294	290	-	-	-	-	-	-	-	-	294	290	294	290	294	290	-	-	-	-
	繊維くず	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	0	0	0	0	-	-	-	-
	動物植物性残さ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物	動物系固形不要物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ゴムくず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金属くず	24	20	-	-	-	-	-	-	-	24	20	0.4	0.4	0	0	-	-	-	-	-
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	144	140	-	-	-	-	-	-	-	144	140	-	-	0	0	-	-	-	-	-
	鋸さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	がれき類	6,011	5,900	-	-	-	-	-	-	-	6,011	5,900	0	0	5,245	5,000	-	-	-	-	-
	動物のふん尿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動物の死体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13号廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (A)	6,608	6,480	0	0	0	0	0	0	0	0	6,608	6,480	294	290	5,539	5,290	0	0	0	0	

(単位:トン)